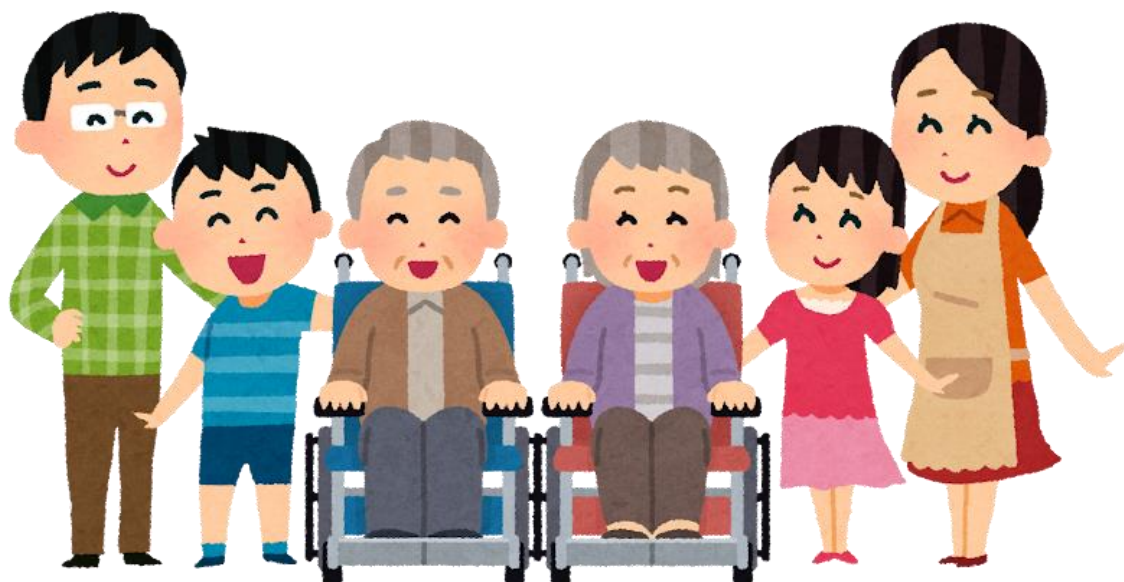


なとりの福祉

令和6年度版



宮城県名取市社会福祉事務所

目 次



1. 総 括	1～3
(1) 市の概況	
(2) 市の予算	
(3) 社会福祉事務所の概況（組織構成図）	
2. 児 童 福 祉	4～18
(1) 児童手当	
(2) 児童扶養手当	
(3) 特別児童扶養手当	
(4) 特別障害者手当等	
(5) 保育事業	
(6) 児童厚生事業	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	
(8) 家庭児童相談	
3. 母 子 父 子 福 祉	19～20
(1) ひとり親・寡婦巡回相談事業	
(2) ひとり親家庭就労支援事業	
(3) ひとり親家庭日常生活支援事業	
4. 高 齢 者 福 祉	21～25
(1) 在宅老人短期入所事業	
(2) 日常生活用具給付事業	
(3) ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業	
(4) 訪問理容・美容サービス事業	
(5) 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業	
(6) 福祉バス乗車券等交付事業及び福祉タクシー利用料等助成事業	
(7) 敬老祝金支給	
(8) 老人クラブ活動及び助成状況	
(9) 老人憩の家	
(10) 老人福祉施設入所状況	
(11) ねたきり高齢者及びひとりぐらし高齢者推移	
(12) 高齢者人口の推移	

5. 障害者自立支援等制度	26～28
(1) 対象となるサービスと支給決定状況	
(2) 市設置施設	
(3) 補装具費の支給	
(4) 自立支援医療費の支給	
6. 地域生活支援制度	29
(1) 相談支援事業	
(2) 意思疎通支援事業	
(3) 移動支援事業	
(4) 地域活動支援センター事業	
(5) 訪問入浴サービス事業	
(6) 日中一時支援事業	
(7) 日常生活用具給付	
7. 身体障がい者福祉	30
(1) 身体障害者手帳交付状況	
(2) 身体障害者相談員の設置	
(3) 自動車税等減免の証明書発行	
8. 知的障がい者福祉	31
(1) 療育手帳交付状況	
(2) 知的障害者相談員の設置	
9. 精神障がい者福祉	32
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	
10. 生活保護	33～38
(1) 被保護世帯数及び人員と保護率の推移	
(2) 地区別に見る保護世帯の状況	
(3) 保護の開始と廃止	
(4) 世帯類型別に見る世帯数の推移	
(5) 生活保護費の推移	
(6) 生活保護費の経理状況	
(7) 医療扶助の状況	
11. 社会福祉一般	39～41
(1) 民生委員・児童委員（主任児童委員）	
(2) 赤十字事業	

1 2. 社会福祉法人 名取市社会福祉協議会 42～47

◎ 名取市社会福祉協議会の概況

- (1) 福祉給食サービス事業
- (2) 生活福祉資金貸付事業
- (3) 生活安定資金貸付事業
- (4) 生活相談所の開設
- (5) 障害福祉サービス事業
- (6) 日常生活自立支援事業《福祉サービス利用援助事業（通称：まもりーぶ）》
- (7) 災害ボランティアセンター設置運営事業
- (8) その他の事業
- (9) 関係団体事務局
- (10) 市指定管理事業・市受託事業

1. 総 括

(1) 市の概況（令和6年3月31日現在）

面 積	98.18 km ²
人口 男	39,117 人
女	40,548 人
計	79,665 人
世 帯 数	33,628 世帯

(2) 市の予算

（歳 入）

款別	年度別	令和5年度当初予算額		令和6年度当初予算額	
		金額（千円）	構成率(%)	金額（千円）	構成率(%)
1. 市 税		12,180,671	36.6	12,161,858	35.6
2. 地 方 譲 与 税		309,000	0.9	320,000	0.9
3. 利 子 割 交 付 金		2,500	0.0	3,000	0.0
4. 配 当 割 交 付 金		40,000	0.1	35,000	0.1
5. 株式等譲渡所得割交付金		20,000	0.1	20,000	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		180,000	0.5	175,000	0.5
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,910,000	5.7	1,909,000	5.6
8. ゴルフ場利用税交付金		35,000	0.1	40,000	0.1
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		23,000	0.1	31,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金		145,000	0.4	510,000	1.5
11. 地 方 交 付 税		3,398,052	10.2	3,452,885	10.1
12. 交通安全対策特別交付金		14,000	0.0	13,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		179,080	0.5	182,125	0.5
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		551,932	1.7	497,474	1.5
15. 国 庫 支 出 金		5,729,640	17.2	6,071,442	17.8
16. 県 支 出 金		2,469,342	7.4	2,442,970	7.1
17. 財 産 収 入		121,527	0.4	139,514	0.4
18. 寄 附 金		400,000	1.2	350,000	1.0
19. 繰 入 金		2,367,769	7.1	2,681,337	7.8
20. 繰 越 金		5,000	0.0	5,000	0.0
21. 諸 収 入		813,287	2.4	868,495	2.5
22. 市 債		2,419,200	7.3	2,283,900	6.7
歳 入 合 計		33,314,000	100.0	34,193,000	100.0

(歳 出)

款別	年度別	令和5年度当初予算額		令和6年度当初予算額	
		金額(千円)	構成率(%)	金額(千円)	構成率(%)
1. 議 会 費		252,507	0.8	253,969	0.7
2. 総 務 費		3,271,047	9.8	3,287,307	9.6
3. 民 生 費		12,900,904	38.7	13,072,919	38.2
4. 衛 生 費		2,395,754	7.2	2,630,154	7.7
5. 労 働 費		29,664	0.1	28,939	0.1
6. 農 林 水 産 業 費		549,635	1.6	541,976	1.6
7. 商 工 費		917,827	2.8	860,592	2.5
8. 土 木 費		4,007,286	12.0	4,287,567	12.5
9. 消 防 費		1,775,450	5.3	1,653,264	4.8
10. 教 育 費		4,435,738	13.3	4,946,052	14.5
11. 災 害 復 旧 費		2	0.0	2	0.0
12. 公 債 費		2,732,269	8.2	2,610,996	7.6
13. 諸 支 出 金		35,917	0.1	9,263	0.0
14. 予 備 費		10,000	0.0	10,000	0.0
歳 出 合 計		33,314,000	100.0	34,193,000	100.0

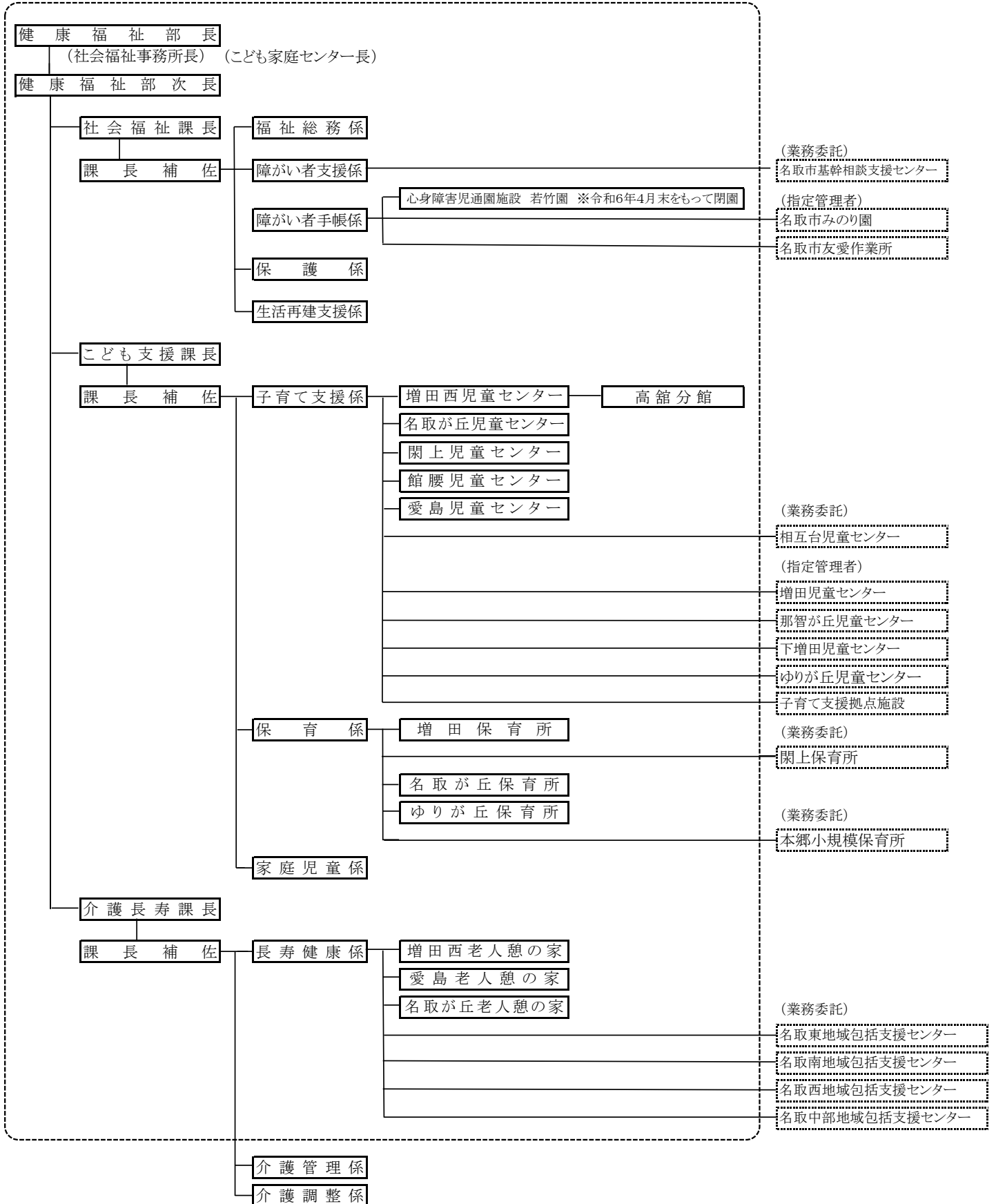
(3) 社会福祉事務所の概況

社会福祉法第14条第1項の規定に基づき昭和33年10月市制施行とともに設置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置並びに障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスに関する事務のほか、戦傷病者、戦没者遺族援護、日本赤十字社及び災害救助等社会一般の事務を処理し、社会福祉の総合的窓口としての役割を果たしている。



社会福祉事務所の組織構成図

(令和6年4月1日現在)



２． 児 童 福 祉

(1) 児童手当

児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成、資質の向上を図ることを目的としている。

- ・支給要件：中学校修了前（１５歳到達後の最初の年度末）の児童を養育している方で収入が一定の額に満たないこと。ただし、当分の間特例給付制度を設ける。
- ・支給額：３歳未満の児童には一律月額１５，０００円を支給。３歳以上小学校修了前の児童の第１子、第２子には月額１０，０００円、第３子以降の児童には１人につき、月額１５，０００円を支給。小学校修了後中学校修了前の児童には、一律月額１０，０００円を支給。特定施設入所等（里親等）児童も含む。所得制限限度額を超え所得上限限度額未満の場合は、特例給付として支給対象児童１人につき、一律月額５，０００円を支給。所得上限限度額を超える場合は、受給資格消滅となる。

※「第３子以降」とは、１８歳到達以降最初の３月３１日までの児童のうち、３番目以降をいう。

- ・支給方法：６月、１０月、２月にそれぞれ前月までの手当を口座振込により支給。

* 制度の改正

平成２２年３月分まで児童手当として支給。平成２２年４月分以降子ども手当に変更。

平成２４年４月より、子ども手当から児童手当制度に変わり、支給対象児童を中学校卒業（１５歳到達後の最初の年度末）まで、平成２４年６月分より特例給付導入。

令和４年６月分から所得上限限度額が定められた。

年 度 別 支 給 額 状 況

単位：人、円

年度	負担内訳 区分		延算定基礎 児 童 数	国庫負担	県費負担	市費負担	支出合計
令和元	児童手当	被 用 者	113,740	899,364,666	189,837,666	189,837,668	1,279,040,000
		非被用者	13,819	103,563,333	25,890,833	25,890,834	155,345,000
	特例給付		7,358	24,526,666	6,131,666	6,131,668	36,790,000
	計		134,917	1,027,454,665	221,860,165	221,860,170	1,471,175,000
令和２	児童手当	被 用 者	112,899	887,920,999	188,871,999	188,872,002	1,265,665,000
		非被用者	13,405	100,283,333	25,070,833	25,070,834	150,425,000
	特例給付		7,717	25,723,333	6,430,833	6,430,834	38,585,000
	計		134,021	1,013,927,665	220,373,665	220,373,670	1,454,675,000
令和３	児童手当	被 用 者	111,935	875,470,332	187,642,332	187,662,336	1,250,775,000
		非被用者	13,311	99,313,333	24,828,333	24,828,334	148,970,000
	特例給付		7,536	25,120,000	6,280,000	6,280,000	37,680,000
	計		132,782	999,903,665	218,750,665	218,770,670	1,437,425,000
令和４	児童手当	被 用 者	109,040	848,452,666	183,073,666	183,273,668	1,214,800,000
		非被用者	13,158	98,050,000	24,512,500	24,512,500	147,075,000
	特例給付		5,973	19,910,000	4,977,500	4,977,500	29,865,000
	計		128,171	966,412,666	212,563,666	212,763,668	1,391,740,000
令和５	児童手当	被 用 者	106,028	822,314,000	178,523,833	178,537,167	1,179,375,000
		非被用者	12,395	91,943,332	23,035,833	23,165,835	138,145,000
	特例給付		5,150	17,166,666	4,286,666	4,296,668	25,750,000
	計		123,573	931,423,998	205,846,332	205,999,670	1,343,270,000

(2) 児童扶養手当

- ・支給要件：父又は母のいない児童（父又は母が重度障がいの場合を含む）の母又は父や、父母に代わってその児童（１８歳到達以降の最初の３月３１日までの児童又は２０歳未満の中程度以上の障がいを有する児童）を養育している方でその方の年間所得が一定の額を超えていないこと。

・支給額（月額）

①児童が１人の場合

区 分	平成31年4月分～	令和2年4月分～	令和3年4月分～
全額支給額	42,910円	43,160円	43,160円
一部停止額	42,900円～10,120円	43,150円～10,180円	43,150円～10,180円
区 分	令和4年4月分～	令和5年4月分～	令和6年4月分～
全額支給額	43,070円	44,140円	45,500円
一部停止額	43,060円～10,160円	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円

②児童が２人以上いる場合は、１人目の手当額に次の額が加算

- ・２人目の加算額
 - 10,140円～5,070円加算（平成31年4月～）
 - 10,180円～5,100円加算（令和2年4月～）
 - 10,180円～5,100円加算（令和3年4月～）
 - 10,160円～5,090円加算（令和4年4月～）
 - 10,410円～5,210円加算（令和5年4月～）
 - 10,750円～5,380円加算（令和6年4月～）
- ・３人目以降の加算額（１人につき）
 - 6,080円～3,040円加算（平成31年4月～）
 - 6,100円～3,060円加算（令和2年4月～）
 - 6,100円～3,060円加算（令和3年4月～）
 - 6,090円～3,050円加算（令和4年4月～）
 - 6,240円～3,130円加算（令和5年4月～）
 - 6,450円～3,230円加算（令和6年4月～）

年度別受給者数内訳

12月末現在受給者数

単位：人

区分 年度	全部支給	一部停止	全部停止	合 計
令和元年度	285	203	90	578
令和２年度	269	228	97	594
令和３年度	251	236	93	580
令和４年度	252	219	100	571
令和５年度	244	214	105	563

(3) 特別児童扶養手当

知的又は身体に障がいをもつ児童をもつ養育者に対し、手当を支給することによって、福祉の増進を図ることを目的としている。

- ・支給要件：法に定める程度の障がいの状態にある、20歳未満の障がい児を養育している父又は母や父母に代わってその児童を養育している方で、その方の年間所得が一定の額を超えていないこと。

- ・支給額：（月額）

対象児童1人につき

区 分	平成29年4月分～	平成30年4月分～	平成31年4月分～	令和2年4月分～
1級	51,450円	51,700円	52,200円	52,500円
2級	34,270円	34,430円	34,770円	34,970円
区 分	令和3年4月分～	令和4年4月分～	令和5年4月分～	令和6年4月分～
1級	52,500円	52,400円	53,700円	55,350円
2級	34,970円	34,900円	35,760円	36,860円

年度別受給者数内訳

12月末現在受給者数

単位：人

区分 年度	全部支給	一部停止	全部停止	合 計
令和元年度	197	－	5	202
令和2年度	207	－	16	223
令和3年度	188	－	20	208
令和4年度	198	－	19	217
令和5年度	218	－	15	233

(4) 特別障害者手当等

特別障害者手当等制度は、障がい者の所得保障の一環として障がい者の自立生活の基礎を確立するために創設されたものであり、重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図り、特別障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

支給要件

① 特別障害者手当

知的又は身体に重度の重複する障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいにある20歳以上の者で施設及び病院に入所・入院していない者。

② 障害児福祉手当

知的又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある20歳未満の者で施設に入所していない者。

支給額（令和5年4月～令和6年3月 月額）

特別障害者手当 月額 27,980円

障害児福祉手当 月額 15,220円

経過的福祉手当 月額 15,220円

年度別支給額状況

年 度	延受給者数	支 給 額
平成24年度	913 人	18,845,560 円
平成25年度	994 人	20,411,700 円
平成26年度	993 人	19,833,140 円
平成27年度	946 人	18,662,400 円
平成28年度	954 人	18,893,100 円
平成29年度	1,021 人	20,107,810 円
平成30年度	1,059 人	21,458,290 円
令和元年度	1,029 人	21,142,510 円
令和2年度	1,115 人	23,628,460 円
令和3年度	1,128 人	23,917,480 円
令和4年度	1,147 人	24,149,480 円
令和5年度	1,323 人	29,688,460 円

年度別受給者数内訳

年 度	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
平成24年度	42 人	38 人	1 人	81 人
平成25年度	44 人	41 人	1 人	86 人
平成26年度	45 人	48 人	1 人	94 人
平成27年度	38 人	49 人	1 人	88 人
平成28年度	39 人	50 人	1 人	90 人
平成29年度	44 人	49 人	0 人	93 人
平成30年度	47 人	52 人	0 人	99 人
令和元年度	44 人	46 人	0 人	90 人
令和2年度	50 人	46 人	0 人	96 人
令和3年度	47 人	48 人	0 人	95 人
令和4年度	55 人	48 人	0 人	103 人
令和5年度	73 人	49 人	0 人	122 人

(5) 保育事業

① 保育所等の現況

保育所等は児童福祉法に基づいて設置され、保護者の就労・疾病などの理由によって、保育を必要とする乳児または幼児を日々保護者の下から通わせて、その家庭に代わって保育することを目的とする施設である。

(令和6年4月1日現在) 単位：人

区分	公私	施設名	開所 年月日	所在地	利用 定員						備 考
						R2	R3	R4	R5	R6	
認可 保育施設	公立	増田保育所	S34. 6. 1	名取市増田一丁目8-33	70	78	77	76	73	73	
	公立	名取が丘保育所	S48. 4. 1	名取市名取が丘二丁目6-1	110	109	108	103	102	94	
	公立	ゆりが丘保育所	H6. 4. 1	名取市ゆりが丘二丁目11-1	90	85	82	80	77	73	
	公立	関上保育所	S31. 6. 20	名取市関上西二丁目11	66	60	73	69	66	64	R1再開 (公設民営)
	私立	高館あおぞら保育園	H13. 4. 1	名取市高館熊野堂字五反田山1-2	100	102	109	110	112	106	
	私立	名取みたぞの保育園	H22. 4. 1	名取市美田園五丁目3-5	100	115					R3から認定こども園
	私立	名取あけぼの保育園	H25. 4. 1	名取市増田六丁目1-40	100	109					R3から認定こども園
	私立	愛の杜めぐみ保育園	H27. 4. 1	名取市愛の杜一丁目2-10	80	89	85	83	82	81	
	私立	手倉田くじら保育園	H31. 4. 1	名取市大手町二丁目2-5	100	101	101	103	103	110	H30までは公立認可保育所
	私立	杜せきのしためぐみ保育園	H31. 4. 1	名取市増田字後島455	90	84	88	93	91	88	
	私立	名取ひよこ園	H31. 4. 1	名取市美田園三丁目25-2	60	54	64				R4から認定こども園
	私立	スクルドエンジェル保育園増田園	H31. 4. 1	名取市上余田字千刈田886-1	60	53	58	51	56	47	
	私立	ぷらむ保育園館腰	R1. 12. 16	名取市植松三丁目2-14	90	63	82	92			R5から認定こども園
	計					1,116	1,102	927	860	762	736
認定こども園	私立	なとり幼稚園・なとり保育園	H30. 4. 1	名取市増田三丁目8-8	205	147	177	183	215	215	
	私立	なとり第二幼稚園・なとり第二保育園	H30. 4. 1	名取市手倉田字諏訪276	180	155	166	168	192	206	
	私立	名取みたぞのこども園	R3. 4. 1	名取市美田園五丁目3-5	100		110	110	108	103	R2までは私立認可保育所
	私立	名取あけぼのこども園	R3. 4. 1	名取市増田六丁目1-40	100		102	104	106	103	R2までは私立認可保育所
	私立	名取ひよこ園	R4. 4. 1	名取市美田園三丁目25-2	60			61	59	59	R3までは私立認可保育所
	私立	関上わかばこども園	R4. 4. 1	名取市関上西二丁目12	40			34	35	46	R4幼稚園から移行
	私立	ぷらむ館腰こども園	R5. 4. 1	名取市植松三丁目2-14	90				87	92	R5までは私立認可保育所
	計					775	302	555	660	802	824

区分	公私	施設名	開所 年月日	所在地	定員						備 考
						R2	R3	R4	R5	R6	
地域型 保育事業	私立	保育ルームクレヨン Kids	H27. 4. 1	名取市増田四丁目5-25	19	19	17	12	13	16	小規模保育事業
	私立	キッズフィールド 杜せきのした駅前園	H27. 5. 1	名取市杜せきのした二丁目6-3	19	16	18	17	18	17	小規模保育事業
	私立	キッズフィールド みたぞの園	H27. 6. 1	名取市美田園五丁目12-6	19	16	16	18	17	17	小規模保育事業
	私立	スクルドエンジェル 保育園なとり園	H27. 5. 1	名取市増田五丁目3-12	19	19	18	16	16	20	小規模保育事業
	私立	キンダーナーサリー なとりおひさま保育園	H27. 6. 1	名取市手倉田字諏訪669-1	19	7	16	15	10	13	小規模保育事業
	公立	本郷小規模保育所	H29. 10. 1	名取市本郷字矢口84	19	21	19	20	17	13	小規模保育事業 (公設民営)
	私立	ぷらざ保育園名取駅前	H31. 4. 1	名取市増田四丁目7-30	19	21	20	20	19	16	小規模保育事業
	私立	キッズフィールド 第2みたぞの園	R1. 8. 1	名取市美田園五丁目3-9	12	17	17	18	12	11	小規模保育事業
	私立	River Landくるみ 保育園	H27. 5. 1	名取市大手町五丁目18-1	5	5	5	5	5	3	家庭的保育事業
	私立	愛の杜保育園	H28. 4. 1	名取市愛の杜一丁目2-10	19	12	8	7	10	12	事業所内保育事業
	私立	ヤクルト名取つばめ 保育園	H29. 12. 1	名取市植松字宮島77	19	11	5	6	13	8	事業所内保育事業
	私立	杜せきのした愛の杜保育園	H31. 4. 1	名取市増田字後島455	19	13	16	14	9	12	事業所内保育事業
計					207	177	175	168	159	158	
合計					2,098	1,581	1,657	1,688	1,723	1,718	

公立保育施設の規模及び主な設備

(令和6年4月1日現在)

室 名	増田保育所		名取が丘保育所		ゆりが丘保育所		関上保育所		本郷小規模保育所	
	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)
保 育 室	5	157.12	7	259.77	5	162.85	4	130.01	1	49.69
ほ ふ く 室							1	23.19	1	38.09
乳 児 室	1	37.95	2	67.90	1	40.59	1	31.46	1	16.56
遊 戯 室	1	96.25	1	99.37	1	88.74	1	115.93	1	81.15
調 理 室	1	20.60	1	34.78	1	31.67	1	48.36	1	14.36
事 務 室	1	27.50	1	44.71	1	34.47	1	40.58	1	36.02
医 務 室	1	10.15	1	19.87	1	18.63	1	12.42	1	16.98
便 所	大 11 小 4	24.30	大 12 小 6	32.29	大 10 小 6	35.45	大 9 小 6	44.95	大 7 小 2	30.33
倉 庫					1	14.31	5	12.77	1	6.62
そ の 他		89.62		163.36		161.48		106.75		163.32
床 面 積 計		463.49		722.05		588.19		566.42		453.12
屋 外 遊 戯 場		805.00		1,387.66		553.64		600.00		1,100.00
そ の 他		722.21		752.60		968.26		833.77		2,099.50
敷 地 面 積		1,996.70		2,896.57		2,120.50		2,000.19		3,652.62
屋 外 施 設	砂場、スベリ台、鉄棒、二連（三連）ブランコ、シーソー、ジャングルジム等									
室 内 設 備	ピアノ、オルガン、児童用机及び椅子、黒板、テレビ、整理箱、CDデッキ、室内ブランコ、室内スベリ台、平均台とび箱、室内用玩具（ままごと・ミニカー・ブロック等）絵本・紙芝居等、楽器、傘立、下駄箱、救急箱、身長体重計事務机及び椅子、スチールケース、消火器、暖房用具、扇風機、エアコン、食器戸棚、給食用具一式、その他各種事務用品									

② 障害児保育事業

心身に障がいをもつ幼児を入所させ、一般の幼児とともに集団保育を行い、障がい児の機能の伸長及び健全な社会性の成長発展を促進するため、昭和50年4月から、手倉田保育所に専任の保育士を配置し、東北で最初の障がい児保育を実施し、昭和56年4月より全保育所に範囲を広げ実施してきた。

- ・対象児童

保育が必要な知的障がい児、身体障がい児等で、原則として障がいの程度が軽・中程度の、集団保育が可能で日々通所可能な児童。

- ・保育方法

一般児との統合保育を行い、必要に応じた個別の支援を行う。

③ 0歳児保育事業

近年の女性の社会進出に伴って、0歳児からの保育の需要が増えている。乳児期は、人間の一生のうちで最も心と身体が成長発達をする大切な期間であり、乳児の健やかで和やかな人格を形成するため、次のような目標を持って、全ての市内認可保育所、認定こども園において実施している。

(受入れは施設によって、2ヶ月から、6ヶ月からとなっている。)

平成27年4月以降、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、市で認可する地域型保育事業においても実施している。(受入れは施設によって、2ヶ月から、3ヶ月から、6ヶ月からとなっている。)

- ・一人ひとりの子どもに生活リズムを身につけさせ、健康な体づくりを進める。
- ・歩行の自立にむけて、運動機能の発達を促進させる。
- ・感覚器官を発達させる。
- ・子どもと大人とのふれあいを大切にし、人間関係を育てていく。

④ 一時預かり事業（一時的利用・定期的利用）

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育需要に対するため、一時預かり事業及び特定保育事業を平成8年度より名取が丘保育所、平成13年度から高館保育所（平成27年4月より高館あおぞら保育園）で、一時預かり事業を平成22年度から名取みたぞの保育園（令和3年4月より名取みたぞのこども園）、平成27年度から愛の杜めぐみ保育園で実施している。

平成28年4月から子ども・子育て支援新制度施行に伴って、一時預かり事業及び特定保育事業を、一時預かり事業の一時的利用、定期的利用の区分で実施している。

- ・一時的利用

保護者の傷病等で緊急、かつ、一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育事業で、令和3年度からは、育児疲れの解消を目的とした利用も可能としている。

- ・定期的利用

保護者の就労形態等により、週3日を限度として継続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育事業（名取みたぞの保育園では実施していない）

⑤ 時間延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、保育時間の延長に対する需要に対応するため、市内全ての認可保育所及び認定こども園において実施している。

平成27年4月以降、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、市で認可する小規模保育事業、事業所内保育事業においても実施している。

⑥ 地域子育て支援センター事業

核家族化の進行による育児に係る不安等の増加に伴い、子育てに関する相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を通じ、地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、平成10年度より増田保育所（平成26年4月より増田児童センター）、平成13年度から高館保育所（平成27年4月より高館あおぞら保育園）で実施している。

その後、平成25年4月から那智が丘児童センターで、平成28年4月から下増田児童センターで、平成29年10月から本郷小規模保育所で実施している。

平成31年4月、イオンモール名取3階に、地域子育て支援拠点施設としてcocoI' 11（ここいる）を開設した。

⑦ 病後児保育事業

病気が回復している途中で、自宅での静養を必要とする子どもを、保護者が仕事や疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で保育することが困難な場合、保育所に付設した病後児保育室などで一時的に預かる事業であり、平成22年度から名取みたぞの保育園（令和3年4月より名取みたぞのこども園）で、平成27年度から愛の杜めぐみ保育園で実施している。

⑧ 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供たち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料を無償とする、「幼児教育・保育の無償化」を実施している。

(6) 児童厚生事業

◎ 児童館・児童センター

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする施設である。

増田児童センター	平成11年4月1日より増田児童館を増田児童センターに改築 平成28年6月増築 合計499.67㎡ 令和3年4月より増築部借上(314.78㎡) 合計814.45㎡ ※平成28年度より指定管理者制度を導入
増田西児童センター	平成元年4月開設 (S49.8～H元.3まで分室・分館) 平成28年7月増築 合計481.87㎡
〃 高館分館	平成29年4月開設 275㎡ (H28.3まで市立高館幼稚園)
名取が丘児童センター	昭和60年5月開設 395.76㎡ (S52.4～S60.3まで分室・分館)
閑上児童センター	昭和63年5月開設 (H24.3～R2.3まで震災のため休止) 令和2年3月移転再開 406.38㎡ 令和5年12月より増築部借上(166.68㎡) 合計573.06㎡
下増田児童センター	平成28年4月開設 504.50㎡ (H28.3まで市立下増田幼稚園) ※平成30年度より指定管理者制度を導入 令和5年11月移転改築(下増田公民館との合築) 児童センター部分769.32㎡
館腰児童センター	平成5年4月開設 371.40㎡
愛島児童センター	平成28年4月開設 (H28.3まで愛島幼稚園) 平成30年10月移転増築 合計563.46㎡ (旧愛島公民館を改修)
ゆりが丘児童センター	平成16年6月開設 409.59㎡ (H6.6～H16.5まで分館) ※令和6年度より指定管理者制度を導入
相互台児童センター	平成14年12月開設 409.45㎡ (H8.6～H14.11まで分館) ※令和6年度より2年間の業務委託契約を締結
那智が丘児童センター	平成23年4月開設 434.87㎡ (H9.5～H23.3まで分館) ※平成25年度より指定管理者制度を導入

児童センター利用状況

単位：人

年度	内訳		一般利用者		登録児童		ク ラ ブ	地域組織活動	計	一日平均
	男	女	男	女	男	女	行 事	他団体		
令和元年度	35,397	37,599	80,135	81,830	34,581	9,682	279,224	99		
令和2年度	24,471	26,904	76,653	78,732	17,791	6,110	230,661	82		
令和3年度	21,600	21,589	86,160	86,314	22,725	6,291	244,679	86		
令和4年度	19,713	20,936	90,973	87,387	24,814	7,461	251,284	89		
令和5年度	32,605	30,933	97,312	90,295	30,722	9,248	291,115	102		

◎ 地域組織活動助成

家庭児童の健全な育成を図るためには、保護者の連帯組織や地域住民による積極的な組織活動が必要である。地域組織の活動推進と育成助長を図るため助成を行っている。

令和5年度助成金

11 地域組織 2,079,000円

◎ 児童遊園

地域における児童を対象として、児童に健全な遊びを与え児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、児童遊園を設置している。

児童遊園の設置状況

名 称	設置年月日	所 在 地	規 模
閑上チビッコ丸 児 童 遊 園	R2. 5. 15	名取市閑上西二丁目8番1	2168.89m ²

(7) ファミリー・サポート・センター事業

労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とするファミリー・サポート・センター事業を推進する。

ファミリー・サポート・センター会員数

単位：人

内訳 年度	利用会員	協力会員	両方会員	合計
平成29年度	505	131	52	688
平成30年度	503	127	53	683
令和元年度	502	128	52	682
令和2年度	496	126	52	674
令和3年度	465	124	51	640
令和4年度	447	120	50	617
令和5年度	435	115	49	599

※3月末日現在

ファミリー・サポート・センター活動状況

単位：回

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
のべ活動回数	1,915	2,521	2,079	1,671	1,689
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
のべ活動回数	1,080	737	731	920	858

(8) 家庭児童相談

すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ成長することができるよう、子ども及びその家庭を援助することを目的とし家庭児童相談室を設置している。

児童虐待、非行などの児童問題が生じる家庭は、親子関係、経済状況だけにとどまらず、種々な背景を持っている場合が多く、家庭児童相談に当たっては、家庭全体の問題としてとらえ、相談にあたっている。

また、関係機関との連携により、児童虐待の未然防止や早期発見につなげていく等、児童虐待防止にも寄与している。

家庭児童相談室の設置：昭和43年4月

家庭児童相談員の配置：平成24年度まで2名体制

平成25年度より3名体制とし、体制強化を図った。

相 談 活 動 実 績

◎ 相談・訪問・研修

単位：件

種別 \ 年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
相談室への来訪者	657	608	753	734	735	343	165	136	121
電話・書面での連絡	1,288	2,068	2,415	2,461	2,383	3,717	4,389	3,794	4,993
受 理 会 議	13	20	33	39	65	109	147	72	94
ケ ー ス 会 議	6	18	32	19	42	12	67	77	61
家 庭 訪 問	82	66	20	63	37	50	76	173	85
学 校 訪 問	4	0	3	3	12	3	39	63	39
関 係 機 関 訪 問	30	43	48	62	18	73	75	138	140
民生児童委員宅訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研 修 会 等 出 席	17	10	22	13	2	38	139	114	70
計	2,097	2,833	3,326	3,394	3,294	4,345	5,097	4,567	5,603

◎ 相談件数

単位：件

種別 \ 年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
性 格 ・ 生 活 ・ 習 慣	1	0	0	0	5	7	7	14	5
知 能 ・ 言 語	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学 校 生 活 な ど	1	0	0	0	0	0	1	1	0
非 行	2	2	2	0	3	3	3	2	4
家 族 関 係	132	116	65	81	70	163	217	273	352
環 境 福 祉	3	2	3	1	10	0	0	0	0
心 身 障 害	76	117	101	110	125	91	17	1	0
その他（進路など）	2	0	0	0	19	0	0	0	0
計	217	237	171	192	232	264	245	291	361

◎ 年 齢 別

単位：名

種別 \ 年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
3 歳 未 満	20	23	24	28	29	29	38	52	75
3 歳 児	13	10	5	12	19	20	16	19	19
4 歳 ～ 5 歳 未 就 学 児	35	46	27	27	22	33	53	33	63
小 学 校 1 年 ～ 3 年	44	38	24	31	33	42	42	50	51
小 学 校 4 年 ～ 6 年	38	37	29	33	30	37	31	86	54
中 学 生	43	53	32	34	45	59	44	31	59
高 校 生	19	23	27	24	31	33	21	20	40
そ の 他	5	7	3	3	23	11	0	0	0
計	217	237	171	192	232	264	245	291	361

◎ 非行の種類

単位：名

種別 \ 年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
盗 み (万 引)	0	0	2	0	0	0	0	0	0
浮 浪	0	0	0	0	0	0	0	1	0
夜遊び (盛り場はいかい)	0	2	0	0	0	0	0	0	0
暴 力	2	0	0	0	3	3	2	1	2
不 純 交 遊	0	0	0	0	0	0	1	0	2
家 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無 免 許 運 転	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫 煙 ・ 飲 酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シンナー・ボンド遊び	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゆ す り ・ た か り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	2	2	0	3	3	3	2	4

◎ 処 理

単位：名

種別 \ 年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
福 祉 司 指 導	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助産施設入所措置	1	0	3	0	0	1	1	1	1
母子寮入所措置	4	0	0	2	0	3	4	2	4
保育所入所措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉法22, 23, 24通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児 童 相 談 所 送 致	66	99	84	115	125	91	17	0	4
児童相談所の委嘱で完了	0	2	0	0	0	0	0	0	0
他機関へのあっ旋	13	17	0	0	11	31	4	9	33
相 談 助 言	30	58	27	35	12	48	124	180	203
翌年度への継続	103	61	60	40	84	98	95	99	116
計	217	237	174	192	232	272	245	291	361

◎ 施 設 入 所

単位：件

年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
件 数	18	17	9	10	5	6	3	5	5

3. 母子父子福祉

(1) ひとり親・寡婦巡回相談事業

ひとり親家庭・寡婦家庭の方々の生活全般に関すること、職業能力向上に関することなど日頃の生活に関わる悩み事の相談に応じるため、ひとり親家庭支援員が塩釜保健所岩沼支所で巡回相談を実施している。

(2) ひとり親家庭就労支援事業

① 高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の父又は母が就職に有利で生活の安定に資する資格を取得する場合に生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を支給する。

- ・対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など
- ・対象者 ひとり親家庭の父又は母であって一定の要件を満たす者
- ・支給額 訓練促進給付金＝月額100,000円※（市民税非課税世帯）※支給上限4年
月額 70,500円※（市民税課税世帯）
※就業期間の最後の12ヶ月間は、4万円増額。

修了支援給付金 ＝ 50,000円 （市民税非課税世帯）
25,000円 （市民税課税世帯）

② 自立支援教育訓練給付金支給事業

ひとり親家庭の父又は母が就職に有利な教育訓練を受講する場合に受講料の一部を助成する。

- ・対象講座 雇用保険法に規定する各教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ・対象者 ひとり親家庭の父又は母であって一定の要件を満たす者
- ・助成額 対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）
ただし、専門実践教育訓練給付金の指定講座の場合は、就学年数×40万円となり上限は160万円。なお、雇用保険法に規定する各教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その額を差し引いた額。

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

- ・対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制含む）
- ・対象者 ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって一定の要件を満たす者
- ・支給額 ①受講開始時給付金＝受講費用の3割相当額（上限7万5千円、下限4千円）
②受講修了時給付金＝受講費用の4割相当額－①（①＋②の上限10万円）
③試験合格時給付金＝受講費用の2割相当額（①＋②＋③の上限額15万円）

(3) ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親の方が生活援助若しくは保育サービスが必要な場合、又は、日常生活に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣する。

- ・利用できる方 ひとり親の方で疾病、出産、看護、冠婚葬祭、残業、転勤などで生活援助、若しくは保育サービスが必要な方。
- ・利用できる支援内容 食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など
- ・利用者負担金 1時間あたり300円（上限）。市民税非課税世帯は費用負担なし。

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表（宮城県健康福祉部資料より抜粋）

令和6年4月1日現在

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率(注1)	備 考
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦等	3,470,000円 母子・父子福祉団体 5,220,000円	—	貸付の日から 1年間	措置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
事業継続	〃	1,740,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
修 学	ひとり親家庭の親が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	学校等種別・学年 別・通学方法で限度 額有	就学期間中	卒業後 6か月間	措置期間経過後 20年以内	無利子	専修学校(一般課程) の場合は5年以内償 還
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	〔一般〕月額 68,000円 〔特別〕一括 816,000円 〔特別〕 * 460,000円	技能習得期間中 5年以内	技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 年1.0%	*自動車運転免許の 習得に係るもの
修 業	ひとり親家庭の親が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	一般 月額 68,000円 特別 * 460,000円	知識技能の習得 期間中5年以内	知識技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子	*自動車運転免許の 習得に係るもの
就職支度	母子家庭の母又は兄 児童 父子家庭の父又は兄 児童 父母のない児童 寡婦等	一般 105,000円 * 特別 340,000円	—	貸付の日から 1年間	措置期間経過後 6年以内	(親に係る貸付) 無利子又は年1.0% (児童に係る貸付) 無利子	*通勤のための自動 車購入が必要である と認められる場合
医療介護	母子家庭の母又は兄 児童 父子家庭の父又は兄 児童 寡婦等	医療・一般 340,000円 医療・特別 480,000円 介護 500,000円	—	医療介護期間 満了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	*児童は医療のみ
生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	知識・技能を習得し ている間 月額 141,000円 医療又は介護を受け ている間、母子・父 子家庭となつて間も ない(7年未満)生活 安定期間中(*1、* 2)、失業中月額 108,000円(但し生計 中心者でない場合は 月額70,000円*3) 家計が急変し児童扶 養手当受給相当まで 所得が減少 児童扶 養手当に準拠した額 (全部支給)	技能習得期間 中5年以内 医療又は介護 を受けている 期間1年以内 母子・父子家 庭となつてか ら7年未満 離職した日か ら1年以内 緊急生活安定 貸付期間(家 計急変)中原 則3月以内	技能習得若しく は医療・介護終 了後又は生活安 定貸付、失業貸 付若しくは緊急 生活安定期間満 了後6か月間	技能習得 20年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内 家計急変 10年以内	無利子 又は 年1.0%	*1 生活安定貸付 期間中合計貸付上限 額2,592,000円 *2 養育費取得に 係る裁判費用につい ては、一括貸付上限 額1,296,000円 *3 現に扶養する 子のない及び扶養す る子の生計を維持し ていない寡婦も同様
住 宅	〃	1,500,000円 * 特別 2,000,000円	—	貸付の日から 6か月間	措置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子 又は 年1.0%	*災害等により住宅が全壊 した場合で特に必要と認め られる場合や老朽等による 増改築(移転改築を含む) を行う場合
転 宅	〃	260,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 年1.0%	
就学支度	ひとり親家庭の親が 扶養する児童、 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	学校種別で限度額有	—	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内 修業 5年以内	無利子	専修学校(一般課程) 及び修業施設に係る 場合は5年以内で償 還
結 婚	ひとり親家庭の親が 扶養する児童、寡婦 等が扶養する子	320,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	

注1) 修学、修業、就職支度（児童に係る貸付）及び就学支度資金を借りる場合は、お子さん（児童又は子）が連帯借入人となり、お子さん（児童又は子）本人が借りる場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。事業開始、事業継続、技能習得、就職支度資金（親に係る貸付）、医療介護、生活、住宅、転宅及び結婚資金については、連帯保証人を付す場合は無利子、連帯保証人を付さない場合は年利1.0%になります。

注2) 申請には申請書以外の書類（所得証明書、家計費内訳書等）が必要です。なお、貸付の可否は、実態調査や所定の審査を行った上で決定されます。

注3) 申請から貸付までには一定の期間が必要となりますので、お早めに各事務所の担当班へ相談願います。

注4) 償還は、年賦、半年賦又は月賦償還の方法によるものとします。また、繰上償還も可能です。

注5) 児童を扶養している者が、同時に20歳以上の子を扶養している場合、その20歳以上の子も児童に含みます。

注6) 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円（年収目安900万円）を超える場合は修学資金の限度額が異なります。

4. 高 齢 者 福 祉

高齢化が急速に進んでいる現状において、地域や家庭における高齢者の果たす役割と分担を再確認し、敬老精神を基調として、福祉の向上に寄与すべく在宅福祉の強化を図りながら、心身の健康保持と日常生活の安定充実を目指し諸施策を推進する。

(1) 在宅老人短期入所事業

在宅の高齢者の方、介護保険法による短期入所サービスを受けることができない軽度の要援護高齢者の方で、お世話している方が病気や冠婚葬祭などの理由で一時的に不在になるとき、一定期間（原則として1週間）老人ホームに入所し日常生活に対する支援を受ける。

- ・利用者負担金 1日380円（食事代別）
- ・委託先 養護老人ホーム松寿園

(2) 日常生活用具給付事業

在宅のひとりぐらし高齢者又は高齢者のみが居住する世帯が使用する日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

- ・給付品目 自動消火器、電磁調理器

(3) ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業

病弱なひとりぐらし高齢者等の日常生活上の安全確保と、精神的な不安を解消することを目的に、緊急事態に即応できる救援体制を整える。

- ・設置件数 222件（令和5年度末現在）
- ・委託先 同和警備（株）

(4) 訪問理容・美容サービス事業

外出し、理容所又は美容所を利用することが困難な在宅の高齢者に対し、理容師又は美容師を自宅へ派遣することにより、在宅生活の質の向上を図る。

- ・利用登録者 52名（令和5年度末現在）
- ・利用回数 年6回

(5) 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業

在宅ねたきり高齢者又は在宅認知症高齢者を常時介護している方に対し、介護手当を支給し、介護者の労苦をねぎらう。

- ・支給額 月額2,500円
- ・支給人員 298名（令和5年度末現在）

(6) 福祉バス乗車券等交付事業及び福祉タクシー利用料等助成事業

高齢者又は重度障がい者等の生活福祉の向上を図るため、福祉バス乗車券等、福祉タクシー利用券等を交付する。

①福祉バス乗車券等交付

交付対象者 *満75歳以上の方
 *身体障害者手帳所持者（福祉タクシー利用料等助成対象者を除く）
 *療育手帳所持者（福祉タクシー利用料等助成対象者を除く）
 *精神障害者保健福祉手帳所持者（福祉タクシー利用料等助成対象者を除く）

交付内容 次から1種類選択
 *なとりん号回数乗車券（3,000円分）
 *タクシー利用券（3,000円分）
 *イクスカチャージ券（3,000円分）

※平成25年4月から市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者はなとりん号乗車が無料となったため、なとりん号回数券は高齢者のみ選択可

②福祉タクシー利用料等助成

交付対象者 *障害者医療費助成制度の所得制限を超えない者で、次の要件に該当する者。
 *身体障害者手帳の交付を受けている者で下記の表に該当する者。

障 害 名		1 級	2 級	3 級
視覚障害		○	○	—
聴覚障害		△	○	—
肢 体 不 自 由	上肢不自由	○	—	—
	下肢不自由	○	○	—
	体幹不自由	○	○	—
	上肢機能	○	—	—
	移動機能	○	○	—
心臓機能障害		○	△	—
じん臓機能障害		○	△	○
呼吸器機能障害		○	△	○
ぼうこう又は直腸機能障害		○	△	—
小腸機能障害		○	△	—
ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害		○	○	—
肝臓機能障害		○	○	—

*療育手帳の交付を受けている者でその程度が「A」の者。

*精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその等級が「1級」の者。

交付内容 *タクシー利用券（助成限度額600円×月4枚）、自動車燃料費助成券（助成限度額600円×月2枚 自動車税減免対象車両に限る）のいずれかを交付。なお、じん臓機能障害で人工透析加療を必要とする者には、2倍の枚数を交付。
 *上記の交付対象に該当しない身体障害者手帳1級、2級所持者に対しては、タクシー利用券（助成限度額600円×月2枚）、自動車燃料費助成券（助成限度額600円×月1枚 自動車税減免対象車両に限る）のいずれかを交付。
 *福祉バス乗車券等交付事業との重複交付は行わない。

(7) 敬老祝金支給

高齢者福祉の増進に寄与するとともに、敬老精神の高揚を図ることを目的とする。

敬老祝金

年齢区分	金 額	令和3年度	令和4年度	令和5年度
77歳 80歳 85歳	5,000円	1,689件	1,603件	1,772件
88歳	10,000円	335件	327件	347件
90歳	20,000円	265件	330件	288件
95歳	30,000円	98件	94件	104件
99歳	50,000円	20件	23件	33件
100歳	200,000円	14件	17件	14件
101歳以上	20,000円	29件	33件	34件

※99歳以下・101歳以上（9～3月誕生日）は9月以降に支給。

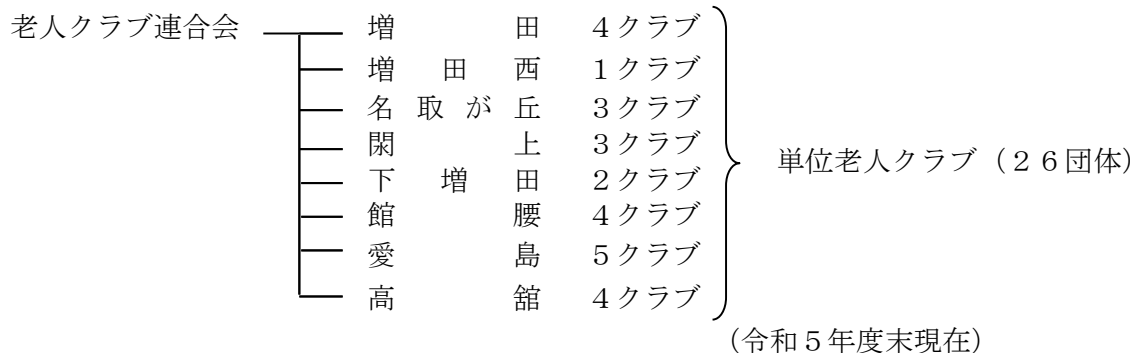
100歳・101歳以上（4～8月）は誕生月に支給（令和3年度以降）。

(8) 老人クラブ活動及び助成状況

老人クラブは、概ね60歳以上の会員で構成され、高齢者の生きがいを高め地域福祉の増進を図ることを目的としている。

老人クラブに対する助成を通じ、その活動を活発にし、他世代との交流を図り、地域の人から理解と協力が得られるよう努める。

○ 組 織



○ 助成状況

市老人クラブ連合会	283,280円	
地区老人クラブ連合会	182,000円	（1地区26,000円）
単位老人クラブ	1,560,493円	（1団体57,600円、バス借上費用分45,000円）

◎老人スポーツ大会

高齢者の健康増進と親睦を図るため、昭和50年から老人スポーツ大会を開催している。

※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、令和5年度より再度開催。（参加者数 約500人）

(9) 老人憩の家

増田西老人憩の家

・所在地	名取市大手町五丁目7-2	・構造	木造平屋建
・敷地面積	941.43㎡	・収容人数	100人
・建物面積	269.13㎡		
・設置年度	昭和60年度		

愛島老人憩の家

・所在地	名取市愛島塩手字岩沢4-2	・構造	鉄筋コンクリート平屋建
・敷地面積	約4,000㎡	・収容人数	100人
・建物面積	305.8㎡	・総工費	82,454,000円
・設置年度	昭和60年度		

名取が丘老人憩の家

・所在地	名取市名取が丘三丁目5-5	・構造	木造平屋建
・敷地面積	240㎡	・収容人数	50人
・建物面積	127.52㎡	・総工費	35,100,988円
・設置年度	平成7年度		



(10) 老人福祉施設入所状況

○養護老人ホーム・・・環境上、経済上の理由から、自分で生活することが困難な高齢者が生活する施設です。

市内には「松寿園」と視覚障害者が対象の「松風荘」があります。

(延措置月数)

施設名		年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
養護老人ホーム	松 寿 園		204	215	220	236	224	199	201	168
	松 風 荘		142	153	125	114	120	87	89	88
	仙台長生園		35	24	13	12	12	12	12	12
	吉成苑		34	23	12	12	12	12	12	12
	ひばり園		45	48	48	48	48	48	48	48
	小 計		460	463	418	422	416	358	362	328

(11) ねたきり高齢者及びひとりぐらし高齢者推移（3月末日現在）

ねたきり高齢者の状況 単位：人

性別		男	女	計
年度				
平成28年度		28	60	88
平成29年度		14	54	68
平成30年度		17	44	61
令和元年度		10	29	39
令和2年度		60	71	131
令和3年度		61	77	138
令和4年度		70	83	153
令和5年度		51	129	180

※1 令和元年度までは民生委員が把握した人数

※2 令和2年度からは介護認定情報より把握した人数

ひとりぐらし高齢者の状況 単位：人

性別		男	女	計
年度				
平成28年度		452	876	1,328
平成29年度		513	933	1,446
平成30年度		565	977	1,542
令和元年度		677	1,075	1,752
令和2年度		1,192	2,170	3,362
令和3年度		1,257	2,281	3,538
令和4年度		1,300	2,255	3,555
令和5年度		1,328	2,373	3,701

※1 令和元年度までは民生委員が把握した人数

※2 令和2年度からは住民基本台帳より把握した人数

(12) 高齢者人口の推移（3月末日現在）（65歳以上）

性別		総 人 口	高齢者人口	高齢化率(%)
年度				
平成28年度		77,962	16,576	21.26
平成29年度		78,299	17,066	21.80
平成30年度		78,672	17,479	22.21
令和元年度		78,821	17,910	22.72
令和2年度		79,459	18,346	23.09
令和3年度		79,439	18,771	23.63
令和4年度		79,519	18,986	23.88
令和5年度		79,665	19,303	24.23

5. 障害者自立支援等制度

障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に法律名が改められた。

(1) 対象となるサービスと支給決定状況（令和6年3月31日現在）

	介護給付		訓練等給付・地域相談支援給付	
	種 別	支給決定者数	種 別	支給決定者数
身体障害者	居 宅 介 護	43 人	就 労 移 行 支 援	1 人
	重 度 訪 問 介 護	8 人	就労継続支援 A 型	3 人
	同 行 援 護	9 人	就労継続支援 B 型	18 人
	短 期 入 所	21 人	共 同 生 活 援 助	4 人
	療 養 介 護	6 人		
	生 活 介 護	37 人		
	施 設 入 所 支 援	26 人		
知的障害者	居 宅 介 護	52 人	自立訓練（生活訓練）	2 人
	重 度 訪 問 介 護	5 人	就労継続支援 A 型	19 人
	行 動 援 護	13 人	就労継続支援 B 型	120 人
	短 期 入 所	129 人	就 労 定 着 支 援	2 人
	療 養 介 護	1 人	共 同 生 活 援 助	50 人
	生 活 介 護	105 人	自 立 生 活 援 助	2 人
	施 設 入 所 支 援	23 人		
精神障害者	居 宅 介 護	49 人	自立訓練（生活訓練）	1 人
	短 期 入 所	18 人	宿 泊 型 自 立 訓 練	1 人
	生 活 介 護	3 人	就 労 移 行 支 援	14 人
			就労継続支援 A 型	29 人
			就労継続支援 B 型	107 人
			就 労 定 着 支 援	19 人
			共 同 生 活 援 助	29 人
			自 立 生 活 援 助	1 人
			地 域 定 着 支 援	2 人
児 童	居 宅 介 護	15 人	保育所等訪問支援	7 人
	行 動 援 護	1 人		
	短 期 入 所	45 人		
	児 童 発 達 支 援	130 人		
	放課後等デイサービス	196 人		
難 病	居 宅 介 護	2 人	就 労 移 行 支 援	1 人
			就労継続支援 A 型	1 人
			就労継続支援 B 型	1 人

※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は児童福祉法適用。

(2) 市設置施設

・名取市みのり園

雇用されることが困難な在宅の知的障がい者に対し生活訓練及び授産指導を行うため、昭和59年4月に設置。

平成18年4月から指定管理者制度により社会福祉法人みのり会に管理・運営を委託。

平成19年4月からは、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を行っている。

平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」と改正され、就労継続支援事業を行っている。

・名取市若竹園

障がいを持つ子供達に対し、小集団での遊びを通して子供自身の持つ成長の可能性を引き出し、基本的生活習慣の確立、集団適応の基礎作りとともに、地域全体が一体となってその育成を図ることを目的とし、昭和51年4月に設置。

平成18年10月からは障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業を行っていたが、平成24年4月からは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を行っている。
令和6年4月末をもって、児童発達支援事業を民間施設に引継ぎ、閉園する。

・名取市友愛作業所

回復途上にある精神障がい者が、自ら地域社会の一員として生活するため、共同での作業体験を通して社会性及び勤労意欲の向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、平成4年8月開所した。

平成12年4月から社会福祉法人名取市社会福祉協議会に委託している。

平成18年4月からは、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業を行っている。

平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行っている。

(3) 補装具費の支給

身体障害者手帳所持者（指定難病の認定を受けている人を含む）に対し、身体の失われた部位、損なわれた身体機能を補完・代替する用具を交付・修理するための費用を支給する。

（単位：件、円）

年度	新 規 交 付			修 理			合 計		
	件数	自己負担	公費負担	件数	自己負担	公費負担	件数	自己負担	公費負担
平成24	109	580,902	13,730,397	67	63,530	1,821,148	176	644,432	15,551,545
平成25	101	624,210	15,931,601	75	105,892	4,120,355	176	730,102	20,051,956
平成26	88	351,973	12,111,853	77	104,872	3,809,309	165	456,845	15,921,162
平成27	96	662,326	14,949,319	91	151,223	4,831,875	187	813,549	19,781,194
平成28	107	574,129	14,355,465	81	191,962	4,544,043	188	766,091	18,899,508
平成29	100	645,834	14,052,586	79	61,749	3,234,596	179	707,583	17,287,182
平成30	121	690,159	18,205,373	79	149,178	5,798,867	200	839,337	24,004,240
令和元	81	706,243	13,184,570	72	202,277	4,322,936	153	908,520	17,507,506
令和2	96	1,063,618	15,697,488	66	302,757	5,749,351	162	1,366,375	21,446,839
令和3	96	807,521	14,031,308	66	150,631	3,600,722	162	958,152	17,632,030
令和4	95	798,518	16,774,389	85	290,448	6,551,176	180	1,088,966	23,325,565
令和5	83	719,905	17,344,935	80	150,412	4,811,422	163	870,317	22,156,357



(4) 自立支援医療費の支給

心身の障害を除去・軽減する医療について、医療費の負担額を軽減する制度です。

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた者に対しその障害を軽減する手術等確実な効果を期待できる方を対象とする更生医療、18歳未満の児童を対象とした育成医療、精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に要する方を対象とした精神通院医療の3種類あります。

(単位：件)

	更生医療				育成医療			精神通院		
	腎臓	肢体	その他	合計	肢体	その他	合計	新規	再認定	合計
令和元	71	26	4	101	9	2	11	22	1,016	1,038
令和2	74	33	4	111	9	2	11	41	961	1,002
令和3	75	28	4	107	19	4	23	64	1,022	1,086
令和4	81	30	5	116	14	5	19	71	1,056	1,127
令和5	120	49	10	179	10	4	14	145	1,033	1,178

6. 地域生活支援制度

障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うもの。基幹相談支援センター事業を市内1事業所に委託し、障害者相談支援事業を市内3事業所に委託。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の方法により、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

令和5年度は、手話通訳者を延60回派遣した。

(3) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

令和5年度は、延671名が利用。

(4) 地域活動支援センター事業

障がい者等を通わせ創作的活動、生産活動、機能訓練、社会との交流促進及び入浴等のサービスを行い、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

令和5年度は、延444名が利用。

(5) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴の困難な者に対し、入浴サービスを行うことにより、当該者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

令和5年度は、延125名が利用。

(6) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

令和5年度は、延114名が利用。

(7) 日常生活用具給付

重度の身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため用具を給付又は貸与する。障がいの種別、程度、部位により給付（貸与）種目は異なる。

年 度	給付件数
平成24年度	330 件
平成25年度	363 件
平成26年度	392 件
平成27年度	435 件
平成28年度	474 件
平成29年度	531 件

年 度	給付件数
平成30年度	564 件
令和元年度	588 件
令和2年度	548 件
令和3年度	586 件
令和4年度	609 件
令和5年度	606 件

7. 身体障がい者福祉

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 身体障害者手帳交付状況（各年度3月31日現在）

年 度	手帳所持者数	内 訳					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成24年度	1,845 人	537 人	291 人	321 人	438 人	136 人	122 人
平成25年度	1,949 人	578 人	308 人	331 人	463 人	140 人	129 人
平成26年度	2,061 人	625 人	323 人	341 人	490 人	150 人	132 人
平成27年度	2,164 人	659 人	338 人	367 人	510 人	161 人	129 人
平成28年度	2,174 人	683 人	337 人	345 人	520 人	161 人	128 人
平成29年度	2,222 人	690 人	338 人	357 人	535 人	176 人	126 人
平成30年度	2,238 人	679 人	338 人	350 人	548 人	189 人	134 人
令和元年度	2,342 人	718 人	364 人	360 人	564 人	201 人	135 人
令和2年度	2,348 人	726 人	359 人	350 人	556 人	213 人	144 人
令和3年度	2,286 人	705 人	331 人	330 人	551 人	221 人	148 人
令和4年度	2,236 人	689 人	315 人	304 人	551 人	238 人	139 人
令和5年度	2,258 人	677 人	323 人	311 人	562 人	248 人	137 人

(2) 身体障害者相談員の設置

身体に障がいのある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及び身体障がい者援護思想の普及等身体障がい者の福祉増進を図ることを目的とする。

令和5年度は相談員候補の推薦がなく、設置を中止している。

(3) 自動車税等減免の証明書発行

一定等級以上の障害者手帳所持者本人が自動車を所有し、通学・通院・生業のため同居する生計を一にする家族が運転する場合。または療育手帳所持者で家族が所有する車について自動車税等の減免を受ける場合、「生計を一にしている証明書」が必要な場合があります。

年 度	発行件数
平成24年度	120 件
平成25年度	118 件
平成26年度	108 件
平成27年度	104 件
平成28年度	109 件
平成29年度	106 件
平成30年度	103 件
令和元年度	84 件
令和2年度	105 件
令和3年度	74 件
令和4年度	74 件
令和5年度	86 件

8. 知的障がい者福祉

知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉を図ることを目的とする。

(1) 療育手帳交付状況（各年度3月31日現在）

年 度	手帳所持者数	内 訳	
		A	B
平成24年度	407 人	180 人	227 人
平成25年度	432 人	185 人	247 人
平成26年度	452 人	182 人	270 人
平成27年度	464 人	192 人	272 人
平成28年度	478 人	196 人	282 人
平成29年度	513 人	201 人	312 人
平成30年度	536 人	207 人	329 人
令和元年度	570 人	210 人	360 人
令和2年度	588 人	220 人	368 人
令和3年度	610 人	231 人	379 人
令和4年度	631 人	230 人	401 人
令和5年度	658 人	234 人	424 人

(2) 知的障害者相談員の設置

知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及び知的障がい者援護思想の普及等知的障がい者の福祉増進を図ることを目的とする。

1名の相談員を設置している。

相談日 毎月第3火曜日 午前9時半から正午まで

会場 社会福祉課相談室（新型コロナウイルス対策で固定中）



9. 精神障がい者福祉

精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防とその他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

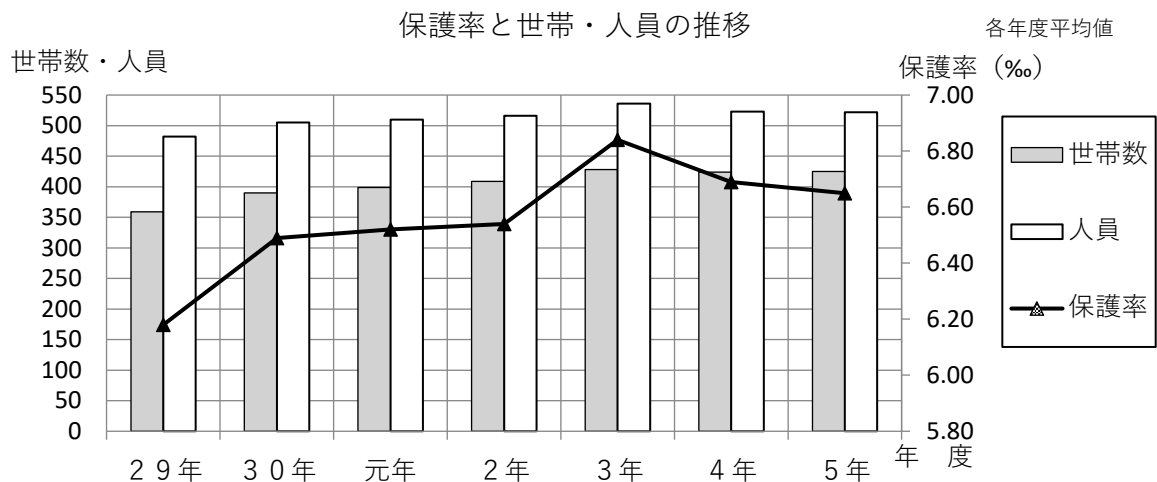
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（各年度3月31日現在）

年 度	手帳所持者数	内 訳		
		1 級	2 級	3 級
平成24年度	321 人	75 人	194 人	52 人
平成25年度	358 人	78 人	212 人	68 人
平成26年度	380 人	82 人	214 人	84 人
平成27年度	402 人	88 人	224 人	90 人
平成28年度	402 人	68 人	223 人	111 人
平成29年度	490 人	84 人	268 人	138 人
平成30年度	464 人	57 人	265 人	142 人
令和元年度	492 人	58 人	273 人	161 人
令和 2 年度	530 人	61 人	291 人	178 人
令和 3 年度	561 人	59 人	299 人	203 人
令和 4 年度	620 人	70 人	314 人	236 人
令和 5 年度	666 人	71 人	331 人	264 人

10. 生活保護

(1) 被保護世帯数及び人員と保護率の推移

令和6年3月現在432世帯、506名で保護率は6.68%(パーミル)である。
 県内他市と比較(同年同月)すると、仙台市(17.50‰)、塩釜市(14.70‰)、大崎市(14.58‰)、石巻市(13.55‰)、多賀城市(13.45‰)、栗原市(11.77‰)、気仙沼市(9.30‰)、東松島市(9.10‰)、登米市(8.31‰)、白石市(7.65‰)、岩沼市(7.27‰)に次いで14市中12番目となっている。
 県全体では13.68‰、全国では16.30‰である。(全国の保護率は令和6年3月時点)



年度別被保護世帯・扶助別人員の状況

				扶助別世帯数および人員																計	
				生活		住宅		教育		介護		医療		出産		生業		葬祭		世帯数	人員
				世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員		
平成30年度	390	505	6.49	327	430	331	432	17	25	142	147	342	417	—	—	12	13	1	1	1172.0	1465.0
令和元年度	399	510	6.52	324	423	335	431	14	20	148	153	347	416	—	—	9	10	1	1	1178.0	1454.0
令和2年度	409	516	6.54	328	425	341	438	15	20	154	160	346	410	—	—	9	9	0.3	0.3	1193.3	1462.3
令和3年度	428	536	6.84	342	436	359	454	13	15	163	169	382	452	—	—	11	12	0.3	0.3	1270.3	1538.3
令和4年度	424	523	6.69	343	431	359	447	10	14	164	169	378	445	—	—	9	10	0.4	0.4	1263.4	1516.4
令和5年度	425	522	6.65	346	432	363	449	9	14	168	172	384	453	0.1	0.1	11	11	0.3	0.3	1281.3	1531.3

(2) 地区別に見る保護世帯の状況

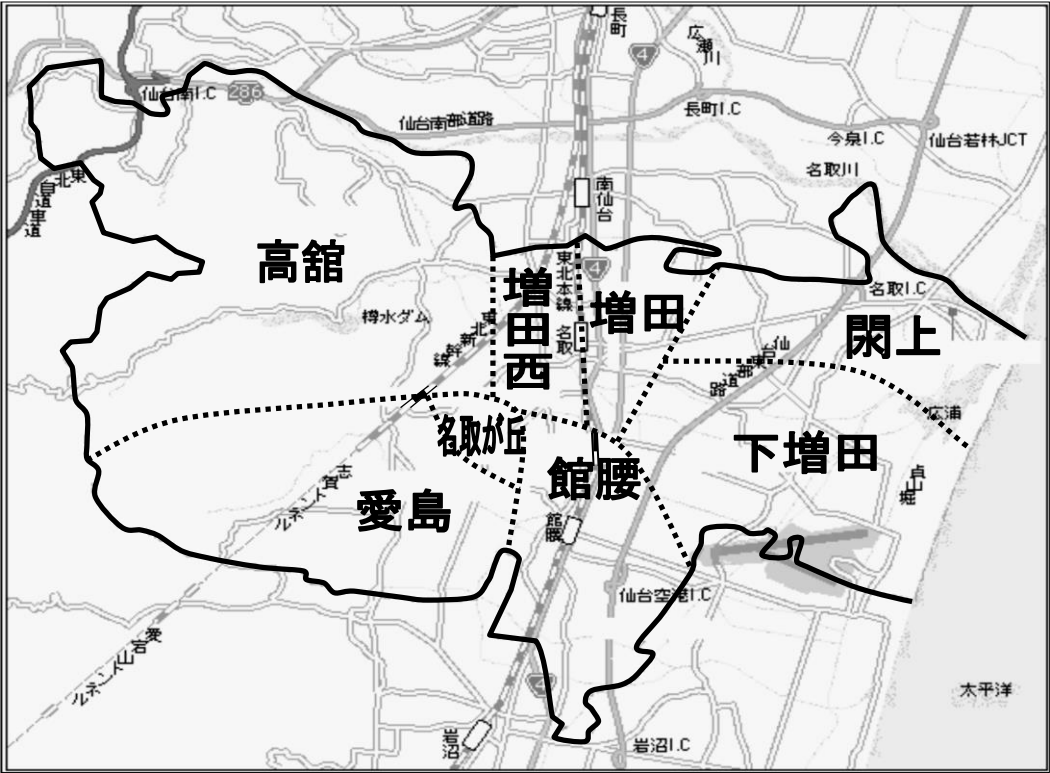
(令和6年3月31日現在)

増田西地区	
人 口	11,022 人
被保護世帯数	65 世帯
被保護人員	81 人
保 護 率	7.35 ‰

名取市社会福祉事務所管内	
全 世 帯 数	33,628 世帯
全 人 口	79,665 人
被保護世帯数	432 世帯
被保護人員	532 人
保 護 率	6.68 ‰

増田地区	
人 口	16,235 人
被保護世帯数	120 世帯
被保護人員	162 人
保 護 率	9.98 ‰

高館地区	
人 口	18,380 人
被保護世帯数	15 世帯
被保護人員	17 人
保 護 率	0.92 ‰



閑上地区	
人 口	3,170 人
被保護世帯数	36 世帯
被保護人員	43 人
保 護 率	13.56 ‰

名取が丘地区	
人 口	5,242 人
被保護世帯数	40 世帯
被保護人員	62 人
保 護 率	11.83 ‰

下増田地区	
人 口	8,186 人
被保護世帯数	54 世帯
被保護人員	58 人
保 護 率	7.09 ‰

愛島地区	
人 口	9,423 人
被保護世帯数	13 世帯
被保護人員	14 人
保 護 率	1.49 ‰

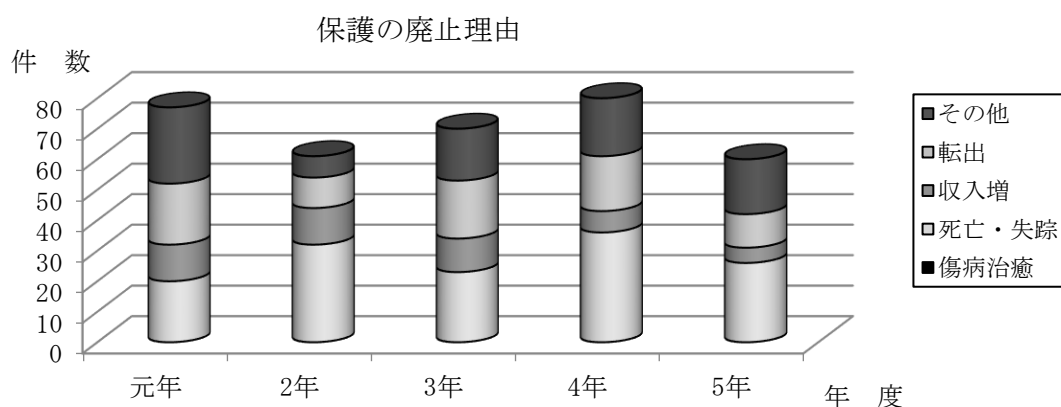
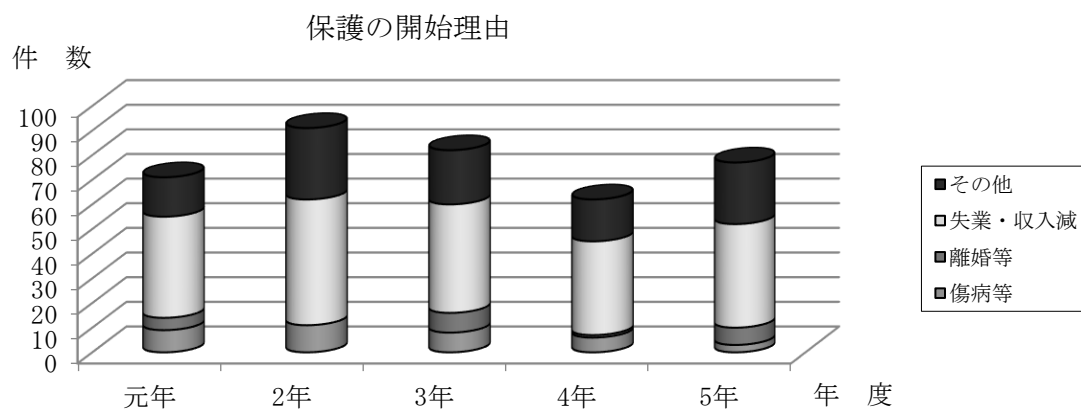
館腰地区	
人 口	7,998 人
被保護世帯数	45 世帯
被保護人員	51 人
保 護 率	6.38 ‰

上記以外に住所地特例として、市外で生活している被保護世帯数44世帯、被保護人員44人

(3) 保護の開始と廃止

保護の開始においては、「失業・収入減」を理由とするものが42件で最多となっている。「その他」のうち17件は転入によるものである。

廃止の理由は、「死亡・失踪」が26件、「転出」の11件が主なものとなっている。「その他」のうち5件は施設入所によるものである。



保護の開始・廃止理由別推移

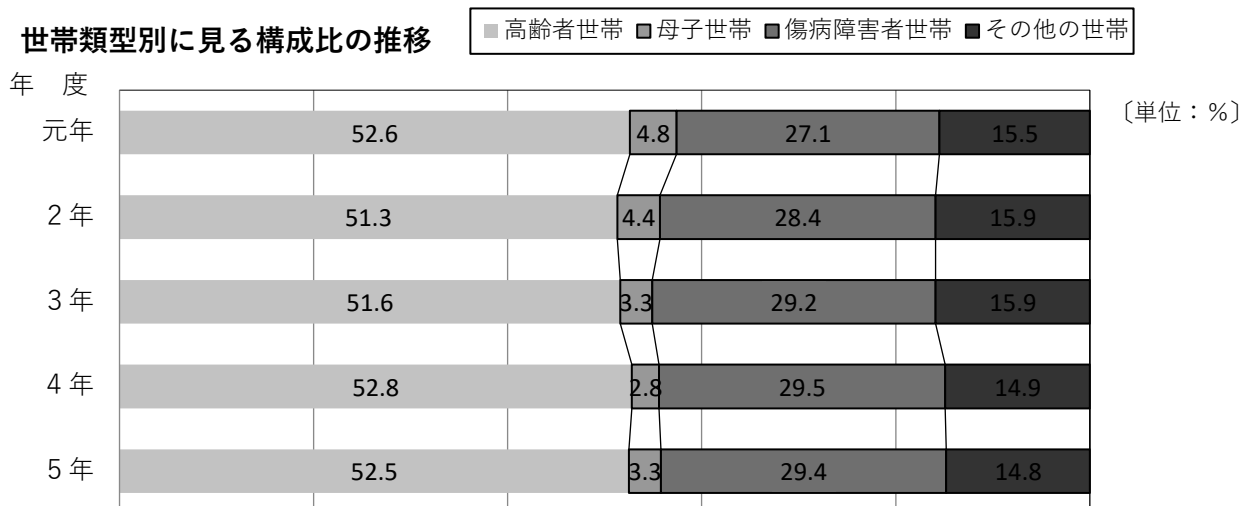
区分 年度	申請 件数	却下 件数	開始理由					取下 件数	廃止理由					計
			傷 病	離 婚・ 離別	失 業・ 収入減	そ の 他	計		傷 病治癒	死 亡・ 失踪	収 入 増	転 出	そ の 他	
令和元年度	83	9	9	5	41	16	71	3	0	20	12	20	25	77
令和2年度	103	8	11	0	51	29	91	4	0	32	12	10	7	61
令和3年度	92	5	8	8	44	22	82	5	0	23	11	19	17	70
令和4年度	78	9	6	1	38	17	62	6	0	36	7	18	23	84
令和5年度	88	4	3	7	42	25	77	5	0	26	5	11	18	60

(4) 世帯類型別に見る世帯数の推移

保護世帯を世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」と「傷病障害者世帯」で約8割となっている。

この内、「傷病障害者世帯」の多くは50代から60代の1～2人世帯で、そのまま高齢者世帯へ移行するケースが多い。また、「傷病障害者世帯」の占める割合が29.5%（令和6年3月：県市部値23.0%）と県内でも高い割合となっている。

世帯類型別に見る構成比の推移

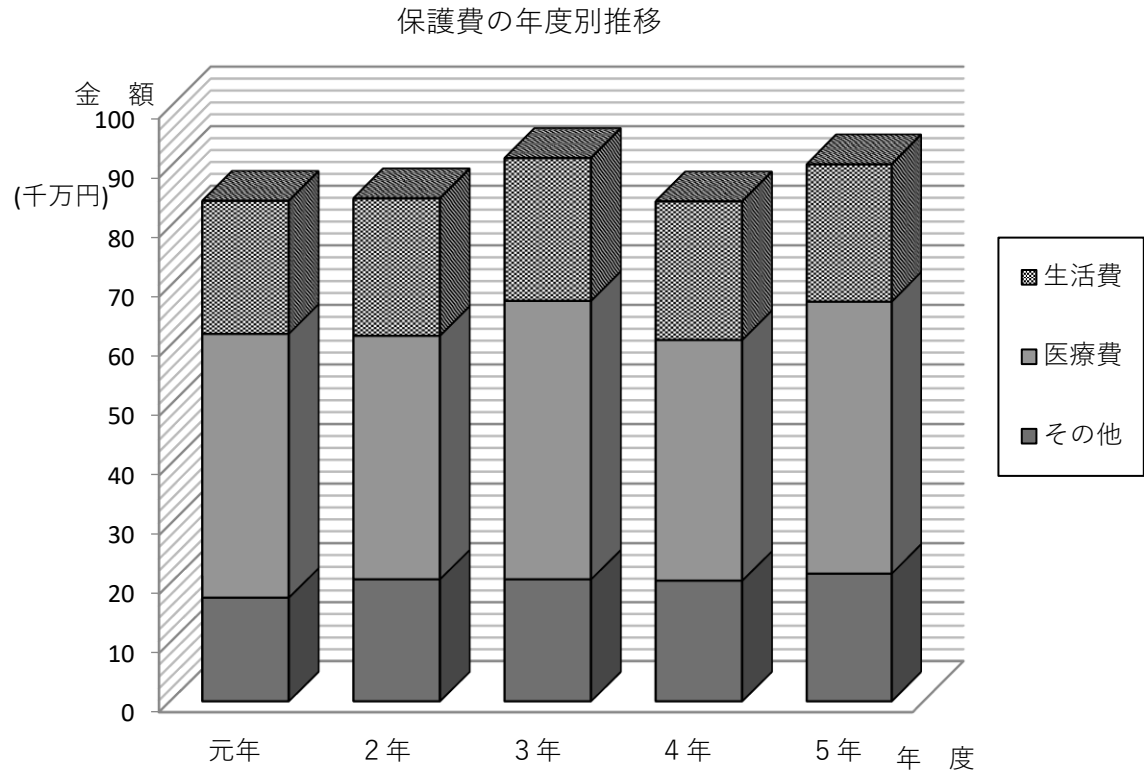


世帯類型別に見る世帯数の推移

年度	高齢者世帯				母子世帯				傷病障害者世帯				その他の世帯				計		
	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計
令和元年度	3	207	210	52.6	12	7	19	4.8	21	87	108	27.1	19	43	62	15.5	55	344	399
令和2年度	5	205	210	51.3	11	7	18	4.4	21	95	116	28.4	17	48	65	15.9	54	355	409
令和3年度	6	215	221	51.6	9	5	14	3.3	34	91	125	29.2	19	49	68	15.9	68	360	428
令和4年度	4	220	224	52.8	6	6	12	2.8	35	90	125	29.5	21	42	63	14.9	66	358	424
令和5年度	7	216	223	52.5	8	6	14	3.3	38	87	125	29.4	23	40	63	14.8	76	349	425

(5) 生活保護費の推移

令和5年度の生活保護費総額の約半分が「医療扶助」である。
 前述の世帯類型別構成比に示すとおり、「高齢者世帯」と「傷病障害者世帯」が全体の約8割を占め、そのほとんどが医療機関を受診している。一世帯当り年間平均107万円を超える額となっている。



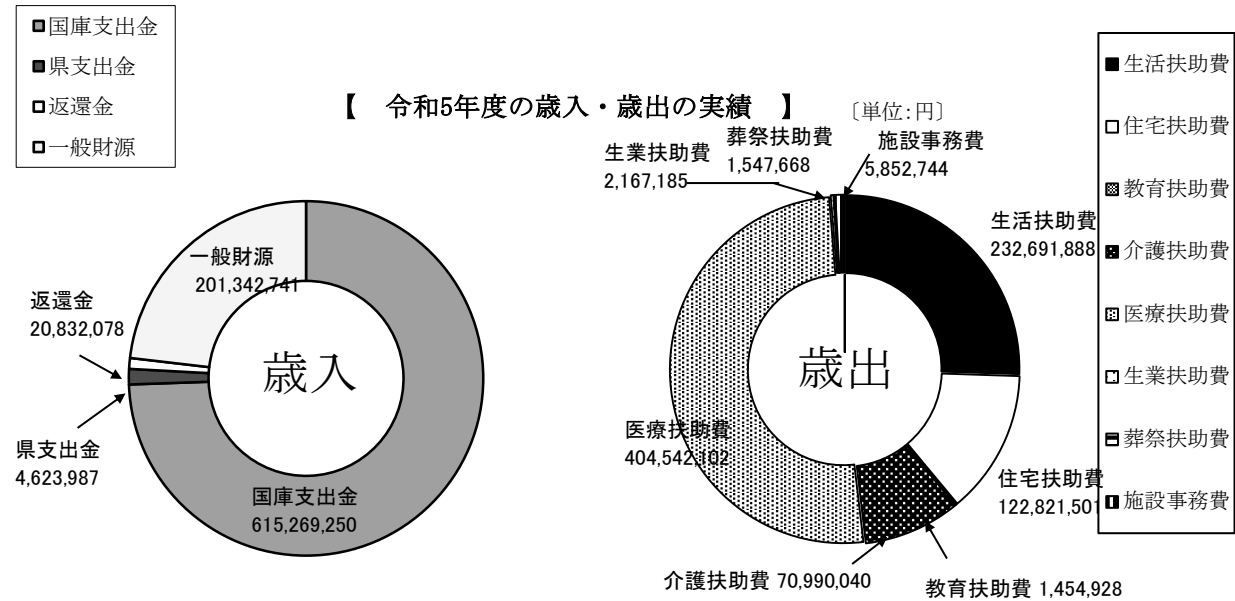
保護費の年度別推移

(単位：円、%)

	保護費 総 額	生活扶助 総 額	比率	医療扶助 総 額	比率	その他 総 額	比率
令和元年度	841,630,883	223,231,614	26.5	443,810,970	52.7	176,002,077	20.9
令和2年度	816,078,175	230,647,036	28.3	409,429,062	50.2	207,146,189	25.4
令和3年度	914,837,356	239,651,128	26.2	468,040,039	51.2	207,146,189	22.6
令和4年度	842,068,056	232,691,888	27.6	404,542,102	48.0	204,834,066	24.3
令和5年度	904,297,016	230,572,413	25.5	456,908,725	50.5	216,815,878	24.0

(6) 生活保護費の経理状況

「生活保護費」とは生活保護法による保護の決定実施に伴う費用であり、ここでは生活、住宅、教育、医療、出産、生業及び葬祭の各扶助費及び保護施設事務費をいう。
この経費の負担割合は、国が3／4、県もしくは市が1／4を負担する。



(7) 医療扶助の状況

近年、被保護者の8割強が医療扶助を受給し、名取市における全生活保護費（904,297,016円）のうち、医療扶助（456,908,725円）の占める割合が約5割となっており、医療扶助の適正な運営が強く求められている。

令和5年度 医療扶助人員

	入 院			入 院 外			合計
	精神	その他	計	精神	その他	計	
4 月	9	13	22	10	410	420	442
5 月	11	8	19	9	417	426	445
6 月	10	10	20	9	420	429	449
7 月	10	13	23	10	413	423	446
8 月	10	14	24	10	416	426	450
9 月	10	14	24	11	429	440	464
1 0 月	9	15	24	10	424	434	458
1 1 月	10	16	26	11	419	430	456
1 2 月	10	17	27	11	419	430	457
1 月	9	20	29	11	416	427	456
2 月	8	23	31	12	408	420	451
3 月	11	22	33	12	413	425	458
計	117	185	302	126	5,004	5,130	5,432
平均	10	15	25	11	417	428	453

1 1. 社会福祉一般

(1) 民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努めることを本来の使命とし、その職務は地域福祉活動の充実強化をはじめ、低所得者の自立更生の援助、児童、身体障害者、母子、知的障害者等の福祉向上、並びに社会福祉施策への協力等広範囲にわたっている。

本市においては125名（※）が厚生労働大臣より委嘱（R4. 12. 1、任期3年）され、福祉活動を行っている。民生委員・児童委員の活動を組織的、地域的に行うため民生委員児童委員協議会が組織されている。

平成6年1月1日から、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が新たに設置され、現在、19名（※）の主任児童委員が活動している。

※ 定数135名（民生委員・児童委員116名、主任児童委員19名）となっているが、令和6年3月31日現在125名となっている。

名取市民生委員児童委員協議会								
増田	増田西	名取が丘	閑上	下増田	館腰	愛島	高館	西部
地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会
(16)	(15)	(11)	(13)	(14)	(14)	(14)	(9)	(19)
【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【3】

※ （ ）は民生委員・児童委員数
 ※ 【 】は主任児童委員数(再掲)
 ※ 男性 24名 女性101名

民生委員・児童委員（主任児童委員）活動状況

項 目		年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			民生委員	主任児童委員 (再掲)	民生委員	主任児童委員 (再掲)	民生委員	主任児童委員 (再掲)
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉 (1)		270	0	196	0	183	0
	介 護 保 険 (2)		63	0	75	0	72	0
	健 康 ・ 保 健 医 療 (3)		115	0	118	0	138	0
	子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)		36	1	14	2	31	3
	子 ど も の 地 域 生 活 (5)		325	12	278	22	520	105
	子どもの教育・学校生活 (6)		102	22	137	29	130	72
	生 活 費 (7)		76	0	62	0	52	0
	年 金 ・ 保 険 (8)		8	0	7	0	2	1
	仕 事 (9)		11	0	4	0	7	0
	家 族 関 係 (10)		122	1	95	0	108	1
	住 居 (11)		24	0	23	0	23	0
	生 活 環 境 (12)		129	0	165	0	116	1
	日 常 的 な 支 援 (13)		1,108	0	1,142	0	1,094	6
	そ の 他 (14)		831	5	1,096	5	1,300	46
	計 (15)		3,220	41	3,412	58	3,776	235
相談・分野支援別件数	高齢者に関すること (16)		1,994	0	2,199	0	2,128	0
	障害者に関すること (17)		154	0	152	0	138	3
	子どもに関すること (18)		484	36	453	53	738	211
	そ の 他 (19)		588	5	608	5	772	21
	計 (20)		3,220	41	3,412	58	3,776	235
その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握 (1)		1,431	44	1,463	49	2,724	81
	行事・事業・会議への参加協力 (2)		1,917	211	1,921	226	2,103	295
	地域福祉活動・自主活動 (3)		6,126	813	6,731	1,228	6,616	1,134
	民児協運営・研修 (4)		4,288	382	4,366	379	4,117	411
	証 明 事 務 (5)		225	1	246	2	201	15
	要保護児童の発見の通告・仲介 (6)		5	0	2	0	12	0
訪問・連絡活動回数	訪 問 ・ 連 絡 活 動 (7)		15,598	50	14,533	52	15,157	124
	そ の 他 (8)		7,459	20	7,274	50	6,364	44
回調連絡数	委 員 相 互 (9)		6,916	966	7,328	1,091	6,815	1,166
	そ の 他 の 関 係 機 関 (10)		3,808	400	4,176	521	4,051	577
活 動 日 数 (11)			17,505	1,459	17,789	1,908	17,526	2,212

(2) 赤十字事業

「人道」という赤十字の崇高な理念の旗印のもとに、日本赤十字社を支える多くの会員と赤十字ボランティア等の信頼と支援により多くの事業を実施している。

具体的な活動としては、地震や台風などの自然災害等が発生した際の災害救護、災害時等に看護専門職としての役割を発揮できるよう資質の高い看護師養成、地域の中核として緊急医療や高齢化社会に対応した医療事業、尊い命を救うための献血による血液事業、紛争や災害で苦しむ人々のための国際救援、いざという時の手当てや事故防止のための各種救急法や家庭看護法等の講習会、青少年赤十字・赤十字奉仕団等の赤十字ボランティア育成、乳児院・身体障害者療養施設・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を運営する等、幅広い活動が行われている。

これらの活動に要する経費の多くは、下記の2つの項目により賄われている。

- ①一般会費 ……………市民の方々を対象とした会費
- ②法人会費 ……………会社・商店・事業所等を対象とした会費

参考までに過去5年間の実績額は次のとおりである。

赤 十 字 運 動 実 績 額

単位：円

年 度	一般会費	法人会費
令和元年度	8,099,278	392,000
令和2年度	6,577,040	5,000
令和3年度	6,869,100	266,000
令和4年度	6,708,320	232,600
令和5年度	7,007,710	246,000

1 2. 社会福祉法人 名取市社会福祉協議会

◎名取市社会福祉協議会の概況

昭和30年4月1日、6ヵ町村の合併により名取町が誕生、同時に名取町社会福祉協議会が発足

昭和33年10月1日市施行により名取市社会福祉協議会となり、昭和45年9月12日、社会福祉事業法第22条に規定する法人格を取得し、社会福祉法人名取市社会福祉協議会を設立した。

社会福祉法第109条に基づき社会福祉を目的とする事業の企画、調査、宣伝、連絡、調整等、民間福祉団体として地域福祉活動・在宅福祉活動を推進している。

・社会福祉協議会の予算

(単位：千円)

勘定科目			令和6年度 予 算 額	令和5年度 予 算 額	比 較 増 減
事業活動による収支	収 入	会費収入	5,129	5,120	9
		寄附金収入	100	100	0
		経常経費補助金収入	32,206	31,227	979
		受託金収入	70,729	70,561	168
		貸付事業収入	1,128	1,128	0
		事業収入	544	576	▲ 32
		負担金収入	35	35	0
		介護保険事業収入	113,309	132,544	▲ 19,235
		就労支援事業収入	6,600	6,626	▲ 26
		障害福祉サービス等事業収入	57,463	48,127	9,336
		受取利息配当金収入	1	2	▲ 1
		その他の収入	3,087	2,669	418
		事業収入計 (1)	290,331	298,715	▲ 8,384
	支 出	人件費支出	251,917	256,967	▲ 5,050
		事業費支出	28,077	29,714	▲ 1,637
		事務費支出	40,070	38,565	1,505
		就労支援事業支出	6,600	6,635	▲ 35
		貸付事業支出	1,128	1,128	0
		共同募金配分金事業費支出	987	1,025	▲ 38
		助成金支出	840	960	▲ 120
		その他の支出	2,350	1,850	500

(単位：千円)

勘定科目			令和6年度 予 算 額	令和5年度 予 算 額	比 較 増 減
		法人税、住民税及び事業税支出	10	10	0
		事業支出計 (2)	331,979	336,854	▲ 4,875
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-41,648	-38,139	▲ 3,509
施設整備等収支	収 入		0	0	0
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0
	支 出	固定資産取得支出	0	116	▲ 116
		その他の施設整備等による支出	0	0	0
		施設整備等支出計 (5)	0	116	▲ 116
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	-116	116
その他活動収支	収 入	退職手当積立基金預け金取崩収入	36,500	35,500	1,000
		財務活動収入計 (7)	36,500	35,500	1,000
	支 出	積立資産支出	1	1	0
		退職手当積立基金預け金支出	7,990	8,547	▲ 557
		財務活動支出計 (8)	7,991	8,548	▲ 557
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		28,509	26,952	1,557
予備費 (10)		1,450	1,800	▲ 350	
前期末支払資金残高 (11)		114,681	123,245	▲ 8,564	
当期資金収支差額合計 (12) (12)=(3)+(6)+(9)-(10)+(11)		100,092	110,142	▲ 10,050	

・会員及び会費の状況

会員区分		年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
法人会員	会 員		84	87	86
	金 額 (円)		503,000	535,000	510,000
特別会員	会 員		4	4	7
	金 額 (円)		11,000	11,000	17,000
団体会員	会 員		9	8	7
	金 額 (円)		27,000	24,000	21,000
普通会員	会 員		16,405	16,389	17,187
	金 額 (円)		4,744,300	4,656,820	4,830,280
合 計	会 員		16,502	16,488	17,287
	金 額 (円)		5,285,300	5,226,820	5,378,280

〈主な事業内容〉

(1) 福祉給食サービス事業

市内に居住する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、生活自立の助長、社会的孤立感の解消、健康増進を図るとともに安否確認等を行うことを目的に配食サービスを実施する。

＜配食サービス＞ ― 令和5年度実績 ―

- 実 施 日 毎週一人1回 火・木曜日のいずれかを利用
- 年間延利用者数 1, 592人
- 年 間 回 数 102回

(2) 生活福祉資金貸付事業《福祉資金（教育支援資金等）・総合支援資金・不動産担保型生活資金》

- 貸付対象者
自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯、高齢者世帯、障がい者が属する世帯であって、民生委員などの支援の下に資金の貸付を受けることにより、自立が可能と認められる世帯
- 申込手続
その世帯の居住者を担当する民生委員を通じて行い、民生委員から名取市社会福祉協議会を経由して宮城県社会福祉協議会に申請

(3) 生活安定資金貸付事業（事業開始 昭和42年度）

- 貸付対象者及び目的
低所得者に必要な援助指導の下に小口の生活資金を貸し付け、自立更生と生活安定を図る。
- 実施主体
名取市社会福祉協議会が県及び市の補助による原資をもとに実施
- 貸付金額
50,000円（特に必要と認めた場合70,000円）
- 貸付の条件
 - 貸付利子 無利子
 - 償還方法 1ヶ月据置1年間で償還

(4) 生活相談所の開設

市民からの相談に助言・援助を行い、地域住民の福祉の増進を図る。

- 実 施 日 毎週火曜日
- 年間開設日 年間 51 日（令和 5 年度）

〈令和 5 年度相談事項別件数及び対応状況〉

相談事項 対応状況・件数		生 計	職 業 ・ 生 業	家 族	離 婚	健 康 ・ 衛 生	医 療	人 権 ・ 法 律	財 産	高 齢 者 福 祉	苦 情	そ の 他	合 計
取 扱 件 数		2	0	3	1	0	0	0	1	1	2	0	10
対 応 状 況	解 決 し た も の	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	継 続 指 導 中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民生委員に紹介	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他の機関に紹介	2	0	2	1	0	0	0	1	1	1	0	8
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 障害福祉サービス事業

＜障害福祉サービス＞

* 居宅介護、重度訪問介護、行動援護事業

身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供する。

* 移動支援事業（地域生活支援事業）

(6) 日常生活自立支援事業《福祉サービス利用援助事業（通称：まもりーぶ）》

判断能力に不安がある高齢者や障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行う。

(7) 災害ボランティアセンター設置運営事業

名取市防災計画並びに名取市との協定に基づき、大規模災害発生時における「災害ボランティアセンター設置運営」に向け、市民への啓発事業・設置訓練等を行う。

(8) その他の事業

- ①社会福祉大会の開催
- ②寄付金・寄付物品の受領及び払出し
- ③キャップハンディ体験事業の実施
- ④広報誌「社協だより」の発行

(9) 関係団体事務局

- ①名取市民生委員児童委員協議会
- ②名取市共同募金委員会
- ③名取市老人クラブ連合会
- ④名取市ボランティア連絡会

赤い羽根共同募金実績額

地 区 名	令和5年度実績（円）	令和4年度実績（円）	前年度比（％）
戸 別 募 金	5,443,430	5,659,670	96.2
店 頭 募 金	16,863	15,384	109.6
学 校 募 金	55,899	79,081	70.7
職 場 募 金	180,327	204,956	88.0
法 人 募 金	67,500	0	—
ハートフルベンダー （募金機能付自動販売機）	53,060	45,360	117.0
そ の 他	175,753	279,037	63.0
合 計	5,992,832	6,283,488	95.4

(10) 市指定管理事業・市受託事業

①地域包括支援センター事業（名取南地域包括支援センター）（市受託事業）

地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防マネジメント業務など包括的な支援を提供する。

〔担当地区エリア：名取が丘、館腰〕

②在宅介護等事業（市受託事業）

育児支援を必要とする世帯やひとり親で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供する。

＊育児ヘルプサービス訪問事業

＊ひとり親家庭日常生活支援事業

③名取市友愛作業所の運営（市指定管理事業）

市の指定管理者制度による指定管理者として、障害者総合支援法に基づく、就労継続支援B型事業の管理運営を行う。

＊就労継続支援B型・・・一般企業への就職が難しい精神障がい者を主な対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練等福祉サービスの提供をあわせて行う。

④名取市基幹相談支援センターの運営（市受託事業）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援体制の強化の取組み
- ③ 地域移行・地域定着の促進の取組み
- ④ 権利擁護・虐待の防止
- ⑤ 障がい者等地域づくり協議会の運営

⑤なとりソーシャルサポートセンター ぽこあぽこ（市受託事業）

○相談支援事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

○指定特定相談支援事業

利用者に適切なサービスが提供されるよう、一人ひとりに合ったサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者との連絡調整を図りながら計画相談支援サービスを行う。

⑥生活支援体制整備事業（市受託事業）

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進と情報発信を目的に地域資源の発掘及び取りまとめ、地域住民等を対象とした意見交換の場を開催する。また、生活支援サービス等の必要性和普及啓発を目的とした講演会等を開催する。

令和6年度版 なとりの福祉

発 行 令和6年10月

発行者 宮城県名取市社会福祉事務所